

衆議院農林水産委員会ニュース

平成 28. 4. 26 第 190 回国会第 5 号

4 月 26 日（火）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 森林法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 50 号）

- ・ 森山農林水産大臣、伊東農林水産副大臣、加藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 畠山和也君（共産）が討論を行いました。
- ・ 採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成—自民、民進、公明、仲里利信君（無） 反対—共産）
- ・ 宮腰光寛君外 2 名（自民、民進、公明）から提出された附帯決議案について、岸本周平君（民進）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成—自民、民進、公明、共産、仲里利信君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

吉野正芳君（自民）

- ・ 本法律案において、森林の持続可能性を守っていくためのポイントは何か。
- ・ 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年林野庁）ができて 10 年になるが、どのような役割を果たしてきたのか。
- ・ 林野庁が森林環境税（仮称）の導入時期を平成 29 年 4 月とする要望を出すべきではないか。

上田勇君（公明）

- ・ 建築分野における木材需要の拡大に向けて、今後、どのような取組を行っていくのか。
- ・ 本法律案により、林地台帳の制度が創設されるが、作成に当たる市町村の事務作業等の負担が増大するため、国の支援が必要となるのではないか。
- ・ 我が国における違法伐採木材の流通・利用の状況及びこれまでの違法伐採対策の取組について伺いたい。

鈴木克昌君（民進）

- ・ 違法伐採対策について、5 月 26 日、27 日に行われる伊勢志摩サミットにおいて世界に向けてどのように表明するのか農林水産大臣の決意を伺いたい。
- ・ 本法律案により、共有林について所在不明の共有者がいる森林の伐採を可能とする措置が講じられるが、共有林に限らず所有者不明となっている森林についても同様の措置を講ずるべきではないか。
- ・ 本法律案により、森林組合が森林経営事業を行う際の

要件を緩和する措置が講じられるが、経営基盤が脆弱で森林経営事業を行えない森林組合についてどのように考えているのか。

金子恵美君（民進）

- ・ 本法律案により措置される伐採後の造林の状況に関する報告義務が森林所有者等の負担となり、伐採を躊躇してしまうことにならないか。
- ・ 林業の就業環境の整備に向け、本法律案ではどのような対応がなされているのか。
- ・ 福島の森林・林業の再生に向けて、今後、どのように取り組んでいくのか。

小山展弘君（民進）

- ・ 今年の茶の市況についてどのように認識しているのか。また、茶の振興に向けどのように取り組んでいくのか。
- ・ 森林組合自ら森林経営事業を行うことが、かえって経営リスクを招き、森林組合等の破綻につながらないか。
- ・ 森林組合の経営を担う人材の育成・確保に向けて、どのように取り組んでいくのか。

畠山和也君（共産）

- ・ 森林組合が森林経営事業に積極的に取り組むことは、森林組合法に定められた組合の目的と矛盾しないか。
- ・ 今後の林野行政において、自伐林家はどのような位置付けとなり、どのような支援を行っていくのか。
- ・ これまでの林野行政について、農林水産大臣はどのよ

うに総括しているのか。

2 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案起草の件

- ・小里委員長から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。
(賛成一自民、民進、公明、共産、仲里利信君(無))